

平成29・30年度鳥根県建設工事入札参加資格審査項目
(特別点)の概要

土木総務課 建設産業対策室

平成29・30年度鳥根県建設工事入札参加資格審査における特別点の審査項目については、中長期的な品質確保のために、品質を確保できる技術力を評価するとともに、地域の維持・担い手の確保といった観点により一層評価するため、企業の技術力、社会性、地域貢献、法令遵守など以下の評価項目を設ける。また、前回同様、技術力項目への評定配分を高める構成とした。
(特徴)とび・土工・コンクリート(法面処理のみ)、アスファルト舗装(特殊舗装は除く)の特別点の導入。専門工事として必要な技術者・技能者及び施工機械を加算項目とし、それぞれ設けたことにより、技術力項目を法面処理は70%、アスファルト舗装は65%と配分を手厚くした。

1. 対象工事 土木一式、建築一式
とび・土工・コンクリート(法面処理のみ)、
アスファルト舗装(特殊舗装は除く)(今回追加)
2. 評価方法
○県内業者：経営事項審査の総合評定値(P点) + 特別点
○県外業者：経営事項審査の総合評定値(P点)
3. 申請書受付期間 平成28年12月1日(木)～平成29年1月16日(月)
4. 資格の有効期限 平成29年4月1日から平成31年3月31日
5. 特別点(主観点)項目等について
【(1)～(5)技術力、(6)～(9)社会性、(10)～(15)地域貢献、(16)(17)減点】

(1) 工事成績(変更無し)

- 県発注工事の工事成績評定の平均点に応じて、以下の計算式で加算。
加算の算出方法＝(評定の平均点(小数点第2位切捨)－65点)×10点
※平均点1点上がる毎に10点加算
加算の基準値：平均点65点で加算0点、平均点80点で加算150点
平均点65点未満は、一律マイナス30点
 - ・土木一式、法面処理及びアスファルト舗装にあつて評定点を付す工事件数が1件の場合は、上記の方法で算出された点数から30点減ずる。
但し、平均点が65.0～68.0点で工事件数が1件の場合は0点とする。
 - ・県発注工事の受注実績がある場合で、評点を付さない工事のみの場合は10点とする。
 - ・県発注工事の実績がない場合は0点とする。

○対象工事：

土木一式、法面処理及びアスファルト舗装は、平成25・26・27年度完了工事が対象
建築一式は、平成23・24・25・26・27年度完了工事が対象

(2) 継続学習への取組状況(変更有り)

- 土木一式、法面処理及びアスファルト舗装：
CPDSの取得単位数の合計が100ユニット以上
[土木施工管理継続学習制度・(一社)全国土木施工管理技士会連合会]
…10点

○建築一式：CPD の取得単位数の合計が 50 単位以上

[建築士会継続能力開発制度・(一社) 島根県建築士会]

又は、**建築施工管理 CPD** の取得単位数の合計が 10 単位以上

[(一財) 建設業振興基金]

…10 点

(3) 新技術の登録状況

[土木一式、法面処理及びアスファルト舗装のみ] (変更なし)

○「しまね・ハツ・建設ブランド」への登録

…5 点

(4) 技術者 (技能者) の在籍状況

[法面処理、アスファルト舗装のみ] (新規)

常勤として雇用が確認できる者を加点

法面処理

○法面施工管理技術者	在籍人数	… 1 点 / 1 名 [10 名・10 点を上限]
○グラウンドアンカー施工士	在籍人数	… 1 点 / 1 名 [10 名・10 点を上限]
○地すべり防止工事士	在籍人数	… 1 点 / 1 名 [10 名・10 点を上限]
○のり面ノズルマン	在籍人数	… 1 点 / 1 名 [10 名・10 点を上限]

アスファルト舗装

○舗装施工管理技術者 (1・2 級)	在籍人数	… 1 点 / 1 名 [10 名・10 点を上限]
○大型特殊免許保有者	在籍人数	… 1 点 / 1 名 [10 名・10 点を上限]
○車両系建設機械運転技能講習修了者	在籍人数	… 1 点 / 1 名 [10 名・10 点を上限]

(5) 施工機械の保有状況 [法面処理、アスファルト舗装のみ] (新規)

機械を売買契約したもの。又は、長期リース契約したものを加点

法面処理

○種子吹付機械	保有台数	… 4 点 / 1 台 [5 台・20 点を上限]
○モルタル吹付機械	保有台数	… 4 点 / 1 台 [5 台・20 点を上限]
○鉄筋挿入施工機械 (削孔機械)	保有台数	… 4 点 / 1 台 [5 台・20 点を上限]
○グラウンドアンカー施工機械 (ロータリーパーカッション)	保有台数	… 4 点 / 1 台 [5 台・20 点を上限]

アスファルト舗装

○アスファルトフィニッシャー	保有台数	… 4 点 / 1 台 [5 台・20 点を上限]
○モーターグレーダー	保有台数	… 4 点 / 1 台 [5 台・20 点を上限]
○タイヤ・マカダムローラ	保有台数	… 4 点 / 1 台 [5 台・20 点を上限]

(6) 障がい者の雇用の促進等に関する法律 (昭和 35 年法律第 123 号) に基づく障がい者の雇用状況 (「しまねゆめいくカンパニー」の認定要件を準用)

但し、加点の上限は 15 点 (変更無し)

○雇用義務者が法定雇用障がい者数以上を雇用していない	…△10 点
○雇用義務者が法定雇用障がい者数以上を雇用している	… 0 点
○雇用義務者が法定雇用障がい者数の 2 倍以上雇用している	…15 点
○雇用義務のない者が障がい者を 1 名雇用している	… 7 点
○雇用義務のない者が障がい者を 2 名以上雇用している	…15 点

[土木一式、建築一式及びアスファルト舗装のみ]

○障がい者支援事業所等からの購入金額が 120 万円/年以上の者…10 点

○重度障がい者多数雇用事業者からの購入金額が 600 万円/年以上の者 …10 点

(7)子育て・女性支援（変更無し）

- 子ども・女性みまもり運動の登録事業者のうち、
運動を実施し、運動内容を担当課への報告している者 …… 3点

(8)労働安全対策（変更無し）

- 建設業労働災害防止協会に加入し、申請日前 3年以内に
同協会の現場安全パトロールに参加実績がある者 …… 5点
- 申請日前2年間に上記協会が実施する「安全衛生教育研修」のうち指定する
研修(下記の7項目)の受講実績 ……1講座,1名受講につき2点(最大10点)

- ・職長及び安全衛生責任者教育
- ・建設業職長のためのリスクアセスメント
- ・新総合工事業者のためのリスクアセスメント
- ・足場の組立等作業主任者能力向上教育(定期)
- ・現場管理者統括管理講習
- ・車両系建設機械(整地等)運転業務従事者安全衛生教育(定期)
- ・建設業等における管理者のための熱中症予防教育

(9)建設業労働者の福利向上（変更無し）

- 以下の4項目を全て取り組んでいる者 ……5点
- 建設業退職金共済事業への加入・履行
 - 退職一時金制度を導入又は加入
 - 企業年金制度を導入又は加入
 - 法定外労働災害補償制度に加入

(10)雇用の確保（若年者雇用及び継続雇用）（変更有り）

- 申請日前2年間に雇用時の年齢が29才以下のものを雇用し、かつ、常勤として継続
雇用 ……6点/1名 [5名・30点を上限]
- 平成27・28年度に新規雇用者として加点を行った者の継続雇用
[土木一式、建築一式のみ] ……5点/1名 [5名・25点を上限]
- 上記以外で2年以上常勤として継続雇用(今回廃止)
……1点/1名 [20名・20点を上限]

(11)除雪業務 [土木一式、アスファルト舗装のみ]（変更無し）

- H27年度・H28年度の2カ年とも契約実績がある場合 ……20点
- H27年度・H28年度のどちらか1カ年で契約実績がある場合 ……10点

(12)防災対策（変更無し）

- 県と防災協定を締結している団体に加盟 ……20点
- 県と家畜伝染病発生時の対応について対策協定を締結した団体に加盟 ……10点
- 上記団体の未加盟者が県の要請により災害時の緊急対応を実施 ……15点
- 「島根県地震被災建物応急危険度判定士」を常勤として雇用 [建築一式のみ]
……1名につき5点 [2名・10点を上限]

(13)ボランティア活動（変更無し）

- 「ハートフルしまね」に登録し、H27・H28の2年間に2回以上活動
(但し、道路美化作業のみは4回以上) ……5点

(14) 建設産業の中長期的担い手確保に資する活動（変更無し）

- 社会教育課所管の「学校支援企業等」に登録し、小中高生等に対し、職場見学、職場体験を実施し、担い手確保に資する活動を行ったものに加点 ……5点

(15) 次世代育成支援（変更無し）

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、こころカンパニー認定 加点の上限は12点（変更無し）

- 策定義務のある雇用主が行動計画を策定していない ……△10点
- 策定義務者が行動計画を策定+こころカンパニー認定 ……8点
- 策定義務のない者が行動計画を策定 ……4点
- 策定義務のない者が行動計画を策定+こころカンパニー認定 ……12点

(16) 行政処分（変更無し）

過去2年間(H26.12.15以降)に以下の処分を受けた者を減点

- 他業種の許可の取消処分 ……△30点
- 営業停止処分 ……△20点
- 指示処分 ……△10点

(17) 指名停止措置（変更無し）

過去2年間(H26.12.15以降)に指名停止措置を受けた者をその期間より減点

- 指名停止措置期間 ……△5点/2週間
- ※指名停止理由が「工事関係者事故」「公衆損害事故」「粗雑工事」の場合は、減点を現行の2倍とする。 ……△10点/2週間

【若年者（29才以下）の雇用の加点に対する今後の取り扱いについて】

- ① 今回29才以下の雇用で加点を受けた者を継続雇用していれば次回(平成31・32年度)、の入札参加資格審査の際に別枠で1名当たり5点の加点を行う。

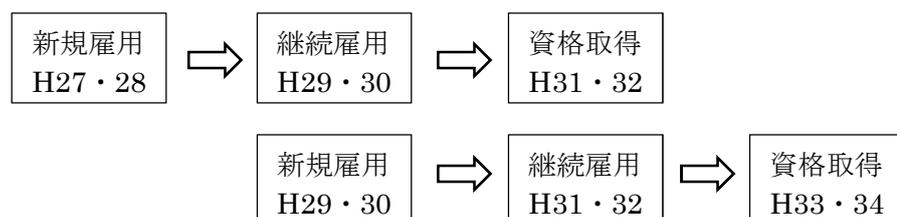
※なお、平成27・28年度に若年者の雇用として加点された者について次回(平成31・32年度)は、建設業法に係る主任技術者になれる資格及び経営事項審査で加点項目となる登録経理士試験1・2級を、その会社に就職してから取得した場合にのみ加点

なお、対象者が就職する際、既に資格を有している場合は、次の段階の資格(例2級施工管理技術者は1級施工管理技術者を取得、1級施工管理技術者は他の主任技術者になり得る資格)を取得した場合に加点。

- ② 若年者（29才以下）の雇用の加点については、特例措置として名簿の有効期間内(平成29・30年度)の追加申請受付時に、新たに加点対象のものを雇用したことの申請があった場合、1名当たり6点の加点を認め、総合点数及び格付の見直しを行う。

※追加受付時期(予定)：平成29年4月、平成29年8月、平成30年1月
平成30年8月

(モデル)



平成29・30年度 入札参加資格 特別点数加算項目 一覧表

分類	No	項目	概要	加算の考え方	加算対象項目				土木一式		建築一式		法面処理		アスファルト舗装	
					土木一式	建築一式	法面処理	アスファルト舗装	配点	配分	配点	配分	配点	配分	配点	配分
技術力	1	工事成績評点	県発注工事の評定点 土木一式、法面処理、アスファルト舗装：3年間平均 建築一式：5年間平均	平均点を計算式にて点数を決定	○	○	○	○	△30～350 (80点の場合 平均150点)		△30～350 (80点の場合 平均150点)		△30～350 (80点の場合 平均150点)		△30～350 (80点の場合 平均150点)	
	2	継続学習CPD	土木施工：CPDS取得単位100ユニット/5年間 建築士：CPD50単位/5年間 建築施工管理：CPD10単位	所定のユニット数により加算	○	○	○	○	10		10		10		10	
	3	しまねハツ建設ブランド登録状況		登録の有無により加算	○	○	○	○	5				5		5	
	4	技術者(技能者)の 在籍状況	法面施工管理技術者 グラウンドアンカー施工士 地すべり防止工事士 のり面/ズルマン 舗装施工管理技術者保有人数(1級・2級) 大型特殊免許所有者 車両系建設機械運転技能講習修了者	在籍人数により加算 ただし、10人が上限 (1点/1名)			○	○	(365点) 165点 50%		(360点) 160点 51%		(485点) 285点 70%		(455点) 255点 65%	
	5	機械の保有状況	種子吹付け機械 モルタル吹付機械 鉄筋挿入施工機械(削孔機械) グラウンドアンカー施工機械(ロータリーパーカッション) アスファルトフィニッシャー モーターグレーダー タイヤ・マカダムローラー	機械の保有台数により加算 ただし、5台が上限 (4点/1台)			○	○					20 20 20 20		20 20 20 20	
社会性	6	障がい者雇用	雇用義務者が法定雇用障がい者数以上を雇用していない 雇用義務者が法定雇用障がい者数以上を雇用している 雇用義務者が法定雇用障がい者数の2倍以上雇用している 雇用義務のない者が障がい者1名雇用している 雇用義務のない者が障がい者2名以上雇用している 障がい者支援事業者等からの購入金額が120万円/年以上の者 重度障がい者多数雇用事業者からの購入金額が600万円/年以上の者	各項目の条件に合致した場合に加算減点	○	○	○	○	△10 0 15 7 15 10 10		△10 0 15 7 15 10 10		△10 0 15 7 15 10 10		△10 0 15 7 15 10 10	
	7	子育て・女性支援 (見まもり運動)	子ども・女性見守り運動の実施協力を登録した事業所のうち、運動を実施し、 運動内容を担当課への報告している者	条件に合致した場合に加算	○	○	○	○	3 12%		3 38%		3 38%		3 38%	
	8	労働安全対策 (災害防止協会加盟)	建災防に加入し、協会の現場安全バトロール参加実績証明 安全衛生教育研修の受講実績	実績が確認できれば加算 受講実績により加算ただし、5講座が上限 1講座1名受講につき2点	○	○	○	○	5 10		5 10		5 10		5 10	
	9	建設業労働者の福利向上	(建退共加入、退職金制度導入、企業年金加入、法定外労災加入)の4項目を すべて実施	4項目すべての加入状況が確認できれば加算	○	○	○	○	5		5		5		5	
地域貢献	10	雇用の確保(若年者雇用及び継続雇用)	申請日前2年間に雇用時の年齢が29才以下のものを雇用し、かつ、常勤として 継続雇用 平成27・28年度に新規雇用者として加算を行った者の継続雇用	常勤として認められた場合加算 ただし、5名が上限 (6点/1名) 継続雇用が確認できた場合に加算 ただし、5名が上限 (5点/1名)	○	○	○	○	30 25		30 25		30 25		30 25	
	11	除雷業務	過去2年間の契約実績	契約実績にて加算	○	○	○	○	20						20	
	12	防災協定(県防災、家畜伝染病協定)	・県と防災協定締結している団体に加盟 ・県と家畜伝染病発生時の対応策協定の締結した団体に加盟 ・上記団体に未加入者が県の要請より災害時の緊急対応を実施 「鳥根県地震被災建物応急危険度判定士」を常勤として雇用	加盟が認められる場合に加算 20点 加盟が認められる場合に加算 10点 実施状況が認められる場合に加算 15点 1名/5点 2名が上限	○	○	○	○	30 127点 38%		30 117点 37%		30 82点 20%		30 102点 25%	
	13	ボランティア活動 (ハートフルしまね)	2年間に2回(ただし道路美化活動は4回以上)	活動実績で加算	○	○	○	○	5		5		5		5	
	14	建設産業の中長期的担い手確保に資する 活動	「学校支援企業等」に登録し、小中高生等に対し、職場見学、職場体験を実施し、 担い手確保に資する活動を行ったもの	条件に合致した場合に加算	○	○	○	○	5		5		5		5	
	15	次世代育成支援 次世代育成支援対策推進法に基づく 一般事業主行動計画の策定、こころカ ンパニー認定	策定義務がある雇用主が行動計画を策定していない 策定義務者が行動計画を策定+こころカンパニー認定 策定義務のない者が行動計画を策定 策定義務のない者が行動計画を策定+こころカンパニー認定	各項目の条件に合致した場合に加算減点	○	○	○	○	12		12		12		12	
法令遵守	16	行政処分	直近2年間において許可取り消し・営業停止・指示処分がある場合	過去2年間 処分を受けたものを減点	○	○	○	○	△30～△10		△30～△10		△30～△10		△30～△10	
	17	指名停止措置	直近2年間において指名停止措置を受けた期間	過去2年間 指名停止措置を受けたものを減点	○	○	○	○	△10		△10		△10		△10	
									合計 330点		合計 315点		合計 405点		合計 395点	